

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和 41 年御杖村規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者」を「職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者」に改める。

第 3 条の 2 中「条例第 7 条の 2 の規定による届出は、村長が定める扶養親族届により行うものとする。」を「新たに条例第 7 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った職員は、村長が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として村長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第 3 条の 2 の 2 第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に、「ならない。」を「ならない。同条第 2 項に規定する場合においても、同様とする。」に改める。

第 3 条の 2 の 3 を第 3 条の 2 の 4 とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(地域手当の支給)

第 3 条の 2 の 5 条例第 7 条の 2 第 2 項の規定による地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第 13 条、第 15 条第 4 項及び第 5 項並びに第 16 条第 3 項に規定する当該地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときも同様とする。

2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、村長が定めるところによる。

第 3 条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

(支給の始期及び終期)

第 3 条の 2 の 3 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第 7 条第 1 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の

前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第3条の2第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第3条の3中「、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(条例第7条に規定する扶養親族で条例第7条の2第1項の規定による届出がなされている者に限る。以下同じ。)」を「、職員の扶養親族たる者(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第7条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。))が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者」に改める。

第3条の7に次の2項を加える。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として村長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第3条の8第1項中「前条」を「前条第1項」に、「若しくは」を「又は」に、「ならない。」を「ならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。」に改める。

第4条の4第3項各号列記以外の部分中「次項において」を「次項及び第4条の6第2号において」に改め、同項第1号中「条例第8条の2第5項」を「条例第8条の2第6項」に改める。

第4条の6第1号中「額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を「額」に改め、同条第2号中「、1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場

合にあつては」を「、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が２以上ある場合においては）」に改める。

第４条の８第１項本文中「第４項各号に掲げる」を「第４項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第４条の１２」を「、第４条の９第２項第２号及び第４条の１２」に改め、同条第２項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第４項各号列記以外の部分中「条例第８条の２第３項」を「条例第８条の２第４項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「１箇月当たりの運賃等相当額等（第４条の６第３号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第８条の２第２項第２号に定める額（第４条の６第２号に掲げる職員に係るものを除く。）の合計額（第４条の９第４項において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が１５０,０００円を超えるときにおける通勤手当」に、「同項」を「条例第８条の２第４項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第４条の９第３項各号列記以外の部分中「条例第８条の２第４項」を「条例第８条の２第５項」に改め、同条第４項各号列記以外の部分中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第８条の２第４項」を「条例第８条の２第５項」に改め、同項第１号中「１箇月当たりの運賃等相当額等（第４条の６第１項第１号に掲げる職員にあつては、１箇月当たりの運賃等相当額及び条例第８条の２第２項第２号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が５５,０００円」を「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が１５０,０００円」に、「１箇月当たりの運賃等相当額等」を「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「５５,０００円」を「１５０,０００円」に改め、同項第２号柱書中「１箇月当たりの運賃等相当額等」を「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に、「５５,０００円」を「１５０,０００円」に、「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「１５０,０００円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額及び村長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）」に改め、同号ア及びイを削り、同条第５項中「条例第８条の２第４項」を「条例第８条の２第５項」に、「当該給与」を「村長の定めるところにより当該給与」に改める。

第４条の１０第１項各号列記以外の部分中「条例第８条の２第５項」を「条例第８条の２第６項」に改める。

第４条の１１第１項中「第４条の８第１項」を「第４条の９第１項」に改める。

第 18 条第 1 項第 1 号中「100 分の 121.5 以上 100 分の 205」を「100 分の 124 以上 100 分の 315」に改め、同項第 2 号中「100 分の 110 以上 100 分の 121.5」を「100 分の 112.5 以上 100 分の 124」に改め、同項第 3 号中「100 分の 98.5 以上 100 分の 110」を「100 分の 101 以上 100 分の 112.5」に改め、同項第 4 号中「100 分の 90」を「100 分の 92.5」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項第 1 号中「100 分の 50.25」を「100 分の 51.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 46.75 以上 100 分の 50.25」を「100 分の 48 以上 100 分の 51.5」に改め、同項第 3 号中「100 分の 44.75」を「100 分の 46」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。